

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	国際空港修復計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	国際空港修復計画を実施するために必要な 1. 清走路及び航空灯火の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 国内かつお・まぐる類漁業基盤修復計画を実施するために必要な 1. 漁船の建造に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物及び機材の輸送に必要な役務の供与	702,000千円 H17.3.31まで	H16.7.2 ホニアラ で (同日)	日本側 久保克彦在ソロモン臨時代理大使 ソロモン側 ローリー・ホクシー・チャン外務大臣	H17.3.25 147号
ソロモン	国内かつお・まぐる類漁業基盤修復計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	国内かつお・まぐる類漁業基盤修復計画を実施するために必要な 1. 漁船の建造に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物及び機材の輸送に必要な役務の供与	973,000千円 H18.3.3まで	H17.3.4 ホニアラ で (同日)	日本側 久保克彦在ソロモン臨時代理大使 ソロモン側 アラン・ケヤケサ首相	H17.6.23 488号
ソロモン	ホニアラ電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	ホニアラ電力供給改善計画を実施するために必要な 1. デイジーゼン発電設備及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	706,000千円 H18.3.31まで	H17.6.7 ホニアラ で (同日)	日本側 久保克彦在ソロモン臨時代理大使 ソロモン側 ローリー・ホクシー・チャン外務大臣	H17.7.22 683号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。